

ストレスチェック制度導入のための支援のご案内

(ご利用は全て無料です)

平成 27 年 12 月 1 日からストレスチェックの実施*が義務付けられています。
*従業員 50 人未満の事業場については、当分の間努力義務です。

実施方法について
質問したい

ストレスチェック制度 サポートダイヤル

電話相談窓口を開設しています。
電話番号：全国統一ナビダイヤル
0570-031050
※相談は無料ですが通話
料金がかかります。
開設時間：平日 10 時～17 時

小規模事業場への
助成金を活用したい

ストレスチェック実施 促進のための助成金

従業員 50 人未満の事業場が、ストレスチェックを実施し、また、産業医からストレスチェック後の面接指導等の産業医活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられます。

- (1) 年 1 回のストレスチェックを実施した場合、1 従業員につき 500 円を上限として助成。
- (2) ストレスチェックに係る産業医活動について、1 事業場あたり産業医 1 回の活動につき 21,500 円を上限に助成。(年 3 回まで)

具体的な実施方法
などを学びたい

ストレスチェック制度 実施のためのセミナー

- ① 産業医等の実施者向け
 - ② 事業場の衛生担当者向け
- これらのセミナーを開催しています。
※詳細はホームページをご覧くださいか、
山口産業保健総合支援センターにお問合せください。

直接会社に来て
助言して欲しい

個別訪問支援

メンタルヘルス対策の専門家が、直接事業場を訪問して、ストレスチェック制度の導入について、各事業場の状況にあった具体的なアドバイスをします。

独立行政法人労働者健康安全機構 **山口産業保健総合支援センター**
〒753-0051 山口市旭通り 2 丁目 9-19 山口建設ビル 4 階
電話 083-933-0105 FAX083-933-0106
ホームページ <https://www.yamaguchis.johas.go.jp>

“ご利用は無料です。皆様のご利用をお待ちしております。”